

令和8年5月25日

各都道府県ソフトボール協会
理事長・事務局長 様
審判委員長 様

公益財団法人日本ソフトボール協会
審判ルール委員会 委員長 神谷 和宏
〈公印省略〉

捕手用ヘルメットの検定名称変更と取り扱い範囲拡大について

平素は大変お世話になっております。日頃よりソフトボールの普及振興、審判員の育成にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、捕手用ヘルメットの検定名称と取り扱い範囲の拡大について、連絡事項が発生しましたので、皆様にご連絡申し上げます。

皆様もニュース等でご承知のことと存じますが、4月16日のプロ野球公式戦において、打者が振り抜いたバットが手から離れ、球審の左側頭部にバットが直撃し、救急搬送される事案が発生いたしました。このことに関連し、野球ソフトボール用具の安全性を管理する製品安全協会とヘルメット取り扱い各メーカー、また当協会を含む野球ソフトボール統括団体が緊急で会議を行い、球審用のヘルメットに関する検定の取り扱いについて協議されました。

製品安全協会が実施した様々な項目の検査を経て、協議の結果、現在流通している捕手用ヘルメットが、今回の事故のような事案で球審の頭部を保護することには有用であると規定されることから、現在の捕手用ヘルメットに球審用の文言を加える形で検定名称を変更し、対応することとなります。実際の検定内容の変更は現在製品安全協会の方で作業が進んでおり、この改正が完了し次第、当協会としての検定内容も修正されます。ただし、現在の捕手用ヘルメットの性能としての基準が変わることはなく、文言として球審のための内容が追記されるものです。

製品安全協会のSG補償については、先んじて球審が捕手用ヘルメット使用しても補償対象となるように手続きが為されておりますので、現段階から使用しても問題はございません。

また、今後各取り扱いメーカーからは、現在流通している在庫ではなく、検定が確定後、今後新たに製作されるものから、順次「捕手用又は球審用ヘルメット」の表示がされていく段取りとなりますので、現在流通している「捕手用ヘルメット」の表示で球審が使用することを妨げるものではありません。

なお、日本ソフトボール協会としての本件の方針として、

- ・球審は現時点からヘルメットを着用して審判に就いてもよい。
- ・球審がヘルメットを着用する場合、**JSA 検定を受けた(JSA マークの入った)捕手用ヘルメットでなければならない。**
- ・球審のヘルメットの装着は義務、推奨ではない。

といたしますので、各所属の審判員にお伝え頂ければと思います。



皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。